



に改め、同項第七項中「第十三条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同条第十項から第十二項までの規定中「第十三条第四項第一号」を「第十一条第四項第一号」に改め、同条第十三項中「第十三条第四項第二号」を「第十一条第四項第二号」に改め、同条第十四項中「第十三条第四項第三号」を「第十一条第四項第三号」に改め、同条第十五項中「第十三条第四項第三号」を「第十一条第四項第三号」に改め、同項第一号中「第十三条第四項」を「第十一条第四項」に、「第十三条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同号二中「において」を「が定められており、かつ」に改め、同条第十六項中「第十三条第四項第四号」を「第十一条第四項第四号」に改め、同項第三号中「第十三条第四項」を「第十一条第四項第五号」を「第十一条第四項」に改め、同条第十七項中「第十三条第四項第五号」を「第十一条第四項」に改め、同条第二十四項中「第十三条第四項各号」を「第十一条第四項各号」に改め、同項第三号中「第十三条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「第十三条第四項各号」を「第十一条第四項各号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第十三条第四項第十号」を「第十一条第四項第十二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第十三条第四項第九号」を「第十一条第四項第十一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十三条第四項第八号」を「第十一条第四項第九号及び第十号」に改め、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「とする植物」の下に「、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物」を加え、同号ただし書中「ただし、」の下に「在来の動植物の保存その他当該特別地域における在来の風致の維持のために必要と認められる場合又は」を加え、「当該動植物」を「当該動植物」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第十三条第四項第七号」を「第十一条第四項第八号」に改め、同項第二号中「を建築する」を「その他の工作物を設置する」に改め、「ためその他土地を階段状に造成する」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 土地を階段状に造成するものでないこと。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。

第十九条の二第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第十三条第四項第六号」を「第十一条第四項第七号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18 条例第十一条第四項第六号に掲げる行為に係る許可の基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、農林漁業に付随して行われるもの又は公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであつて、第五号から第九号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

- 一 第一種特別地域又は第二種特別地域若しくは第三種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。
- 二 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
- 三 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 四 自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
- 五 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
- 六 集積し、又は貯蔵する高さが十メートルを超えないものであること。
- 七 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。
- 八 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。
- 九 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
- 十 支障木の伐採が僅少であること。
- 十一 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

第十九条の三第一項中「第十三条第五項」を「第十一条第五項」に改め、同条第二項中「第十三条第六項」を「第十一条第六項」に改める。

第二十条中「第十三条第八項第二号」を「第十一条第八項第三号」に改め、同条第六号中「第十三条第四項」を「第十一条第四項」に改め、同条第二十七号の二の次に次の十号

を加える。

二十七の三 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の四 耕作の事業に伴い通常発生する物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の五 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。

二十七の六 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。

二十七の七 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の八 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の九 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の十 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の十二 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

第二十条第二十八号中「第十三条第四項第八号」を「第十一条第四項第九号」に改め、同号の次に次の四号を加える。

二十八の二 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十八の三 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十二条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十八の四 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

二十八の五 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

第二十条第二十九号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第二十条の二第一項中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に、「附近」を「付近」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第二十一条中「第十五条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改める。

第二十二条中「第十五条第七項第二号」を「第十三条第七項第三号」に改める。

第二十三条第一項中「第十三条第四項」を「第十一条第四項」に、「第十五条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第二十六条を第三十条とする。

第二十五条中「第二十一条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十四条中「第十七条第三項、第十九条第三項若しくは第二十条第四項」を「第十五条第三項、第十七条第三項若しくは第三十条第四項」に改め、同条を第二十八条とし、第二十三条の次に次の四号を加える。

（風景地保護協定の基準）

第二十四条 条例第十八条第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。

三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならない。

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するもので

なければならない。

五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。

六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならぬ。

八 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならない。

(風景地保護協定の公告)

第二十五条 条例第十九条第一項(条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 風景地保護協定の名称

二 風景地保護協定区域

三 風景地保護協定の有効期間

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

六 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結の公告)

第二十六条 前条の規定は、条例第二十一条(条例第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第二十七条 条例第二十四条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に適合していると認められるものについて行うものとする。

一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とする団体であること。

二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第二十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実にすることができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他条例第二十五条各号に掲げる業務を適正かつ確実にすることができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 営利を目的としない団体であることその他条例第二十五条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

様式第一(一)から様式第一(五)までの様式中「第13条第4項」を「第11条第4項」に改める。

様式第一(十)中「第13条第4項」を「第11条第4項」に改め、同様式を様式第一(十一)とする。

様式第一(九)中「第13条第4項」を「第11条第4項」に改め、同様式を様式第一(十一)とする。

様式第一(八)中「第13条第4項」を「第11条第4項」に改め、同様式を様式第一(九)とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第 1 (10) (第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊦

特別地域内動物の捕獲 (殺傷) ・動物の卵の採取 (損傷) 許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第 4 項の規定により、 県立自然公園特別地域内における動物の捕獲 (殺傷) 又は動物の卵の採取 (損傷) の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的		
行 為 地		
行為地付近の状況		
動物 (卵) の種類		
施 行 方 法	捕獲 (殺傷) ・採取 (損傷) 物の数量	
	捕獲 (殺傷) ・採取 (損傷) の方法	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「捕獲 (殺傷) ・採取 (損傷) の方法」欄には、捕獲 (殺傷) ・採取 (損傷) の方法、使用器具の名称等を記入すること。
- (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。

様式第一(七)中「第13条第4項」を「第12条第4項」に改め、同様式を様式第一(八)とする。

様式第一(六)中「第13条第4項」を「第12条第4項」に改め、同様式を様式第一(七)とする。

様式第一(五)の次に次の様式を加える。

様式第 1 (6) (第19条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟

特別地域内物の集積 (貯蔵) 許可申請書

島根県立自然公園条例第11条第 4 項の規定により、 県立自然公園特別地域内における物の集積 (貯蔵) の許可を受けたく、下記のとおり申請します。

記

目 的		
行 為 地		
行為地付近の状況		
集積 (貯蔵) 物の種類		
施 行 方 法	集積 (貯蔵) 方法	
	土地使用面積及び集積 (貯蔵) する高さ	
	関連行為の概要	
	集積 (貯蔵) 設備	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- (2) 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- (3) 不要の文字は、抹消すること。

様式第二(一)中「(第19条の2関係)」を「(第19条の3関係)」とし、「第13条第6項」を「第11条第5項」に改める。

様式第二(二)中「(第19条の2関係)」を「(第19条の3関係)」とし、「第13条第6項」を「第11条第6項」に改める。

様式第三中「第15条第1項」を「第13条第1項」に改める。

様式第五中「(第24条関係)」を「(第28条関係)」とし、「第17条第3項、第19条第3項若しくは第20条第4項」を「第15条第3項、第17条第3項若しくは第30条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の島根県立自然公園条例施行規則(以下「新規則」という。)第十九条の二の規定は、この規則の施行の日以後に行われる条例第十一条第四項の規定による許可の申請(以下「許可申請」という。)について適用し、この規則の施行の日前に行われた許可申請については、なお従前の例による。

3 この規則の施行による改正前の島根県立自然公園条例施行規則に基づき交付された証明書は、新規則に基づき交付された証明書とみなす。

告 示

島根県告示第三百三十五号

島根県立自然公園条例(昭和三十六年島根県条例第十一号)第十一条第四項第六号の規定により、島根県立自然公園の特別地域内の屋外において知事の許可を受けなければ集積し、又は貯蔵してはならない物を次のとおり指定し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 土石

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項

に規定する廃棄物  
三 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源及び同条第五項に規定する再生部品

平成十五年三月二十八日印刷  
平成十五年三月二十八日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁  
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)